

重層的支援体制整備事業について

【重層的支援体制整備事業とは】

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4に規定する介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組を活かしつつ、地域の幅広い支援関係機関の連携のもと、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくり支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応できるよう創設された事業。

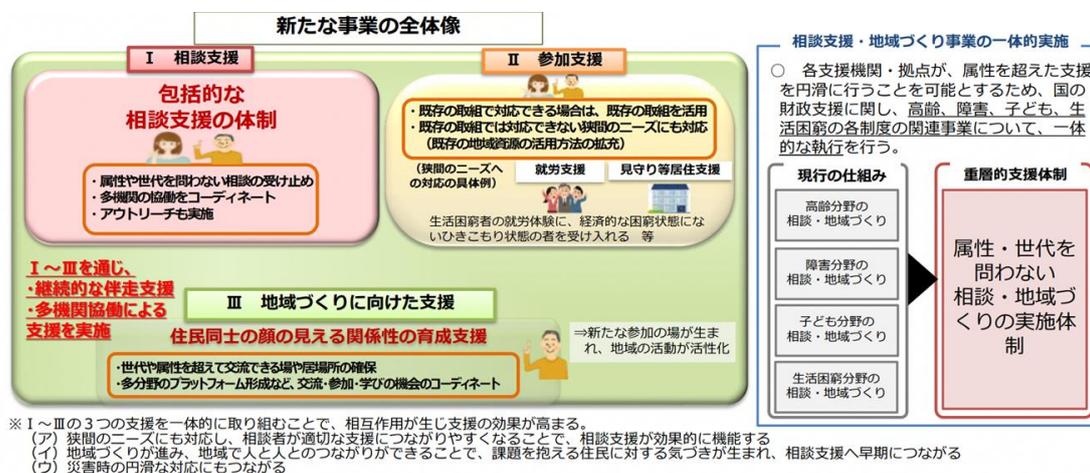
【取組の概要】

8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、介護と育児のダブルケアなど、複雑化・複合化した生活課題を抱える市民に対する支援体制を整備するため、庁内関係部課（3部9課：教育委員会を含む）で構成する弘前市重層的支援体制整備事業（※）推進委員会を設置した。

さらに、同委員会内に各分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）の事業担当者及び社会福祉士の資格を有する福祉職で構成する相談支援包括化検討チームを設置し、令和7年度からの試行（包括的相談支援事業、多機関協働事業）を目指し取組を進めている。

※重層的支援体制整備事業（社会福祉法に基づく任意事業）

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチを通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業



【今後の予定】

- 令和6年度・・・重層的支援体制整備事業推進委員会を設置
実施体制の検討及び重層的支援体制整備事業移行計画を策定
- 令和7年度・・・移行計画に基づく試行(包括的相談支援事業、他機関共同事業)を実施
- 令和8年度・・・試行の結果を踏まえ、重層的支援体制実施計画を策定
- 令和9年度・・・重層的支援体制整備事業へ移行

以上